

## 基準を緩和した訪問型サービスの開始について

長寿社会部地域包括支援センター

介護予防・日常生活支援総合事業の本市独自のサービスである基準緩和訪問型サービスを下記のとおり開始いたします。

### 記

**1 開始時期** 平成28年10月1日（土）

**2 サービス概要**

現行の介護予防訪問介護相当訪問型サービスの基準のうち、人員基準等の一部を緩和し、指定事業所に雇用されている人であれば資格を持たなくとも本市が指定する研修を修了すれば、サービスの提供ができるとしたものです。

提供するサービスは、現行の訪問型サービスのうち、掃除、洗濯、買い物代行、調理等の生活援助に特化したもので、身体介護は行いません。

なお、現行の訪問型サービスも引き続き実施いたします。

利用者にとっては選択肢が増え、個人の状態にあったサービスが利用できるようになります。また、雇用の拡大や介護人材不足の解消も期待できます。

**3 対象となる人** 介護保険の要支援1・2の認定を受けた人など

※認知機能の低下等により専門的なサービスが必要な方や侵害介護が必要な方は、現行の訪問型サービスを利用していただきます。

**4 利用者負担** 現行の訪問型サービスと同様、所得に応じて1割または2割の自己負担。

**5 利用の流れ** 各地域の高齢者相談センター（地域包括支援センター）または担当のケアマネジャーが利用者と相談の上、決定します。

**6 事業の実施** 市が指定する事業者により実施します。

**問い合わせ先** 地域包括支援センター 町田 TEL0270-27-2745